

2010年9月のコード委員会報告における陸生コード改正案 に対する我が国のコメント

コメント一覧

1. 一般コメント
2. 第 3.3 章 獣医関連法規（付属書 5）
3. 第 3.4 章 コミュニケーション（付属書 30）
4. 第 5.X 章案 加熱処理済みの常温保存のペットフードに於ける OIE リスト
疾病の管理（付属書 11）
5. 第 8.5 章 口蹄疫
第 1.6 章 OIE リスト疾病のステータス：自ら宣言及び公式認定の手続
き（付属書 17）
6. 第 8.10 章 狂犬病（付属書 18）
7. 第 15.4 章 豚水胞病（付属書 29）
8. アニマルウェルフェアワーキンググループからアドホックグループに宛て
た、アニマルウェルフェア基準を作成する際に参照するガイダンス案（付
属書 31、別添 C）
9. 第 X.X.X 章案 アニマルウェルフェアとブロイラー生産（付属書 32）

【参考】

個別コメントについて、追加部分に下線、削除部分に取り消し線を引いてあります。なお、日本が削除あるいは追加した部分は赤字になっています。

1. 全体コメント

加盟国が新しい OIE コード章の作成に建設的に貢献するためには、加盟国が協議過程に入る十分前に以下の情報が周知されている必要があると考える。これにより効果的・的確な議論がなされ、基礎情報の明確化などの不必要な作業を省くことで負担が軽減できる。これは、加盟国だけではなく OIE の専門家や事務局員を含めた他の OIE 関係者にも有益である。

- ・ 提案された章の概要（例：適用範囲及び目的）
- ・ 背景情報（例：解決される問題及び提案による達成されうる進展）

我が国は、新たな章の作成に関して、上記の情報提供の過程を基準策定手続きに含めることを要請する。

さらに、WTO 加盟国が WTO/SPS 協定において OIE コードに対する一定の義務を負っていることを考慮すると、提案された章の実行可能性といった、新たな章を立ち上げるべきか否か判断する基準を作成することが有益と考える。

2. 第 3.3 章 獣医関連法規（付属書 5）

一般コメント

我が国は、加盟国の獣医関連法規を近代化することにより国際的に獣医行政全体を強化する必要性について理解している。これは、OIE の第 5 次戦略計画にも定められている事項である。「獣医関連法規に関するガイドライン」の作成に関して、OIE の尽力に感謝する。ガイドラインに記載されている推奨事項は概ね適切であり、獣医関連法規を更新しなくてはならない加盟国にとって有益である。

しかし、我が国はこの内容をコードではなくガイドラインとして留め置くことを要請する（すなわち、OIE の HP 上に参考事項として掲載すること）。現時点で多くの加盟国（特に発展途上国）が章の案に規定されている詳細な事項に準拠できないと考えられること、及び、加盟国毎に問題となる事項及びその優先順位も異なる中、一律に要求事項を列記するのは不適と考えることから、「獣医関連法規に関するガイドライン」は、獣医サービスの向上を願う加盟国が必要に応じて参照する有益なガイダンスとすべきである。

また、提案された章は、食品安全、食料安全保障及び公衆衛生を含む広範囲の分野を扱っていることから、この章を作成するにあたり、OIE が FAO や WHO などの他の関係国際機関と協議及び連携することが不可欠と考える。

3. 第 3.4 章 コミュニケーション（付属書 30）

一般コメント

我が国は、相互理解がそれぞれの関係者が適切な役割を果たすための鍵であり、「コミュニケーション」という用語が、情報の通知よりも、むしろ関係者間の対話方式の情報及び認識の共有に重きを置くことが不可欠と信じる。

このため、今後この章を作成する際には上記を考慮願いたい。

4. 第 5.X 章案 加熱処理済みの常温保存のペットフードに於ける OIE リスト疾病の管理（付属書 11）

一般コメント

既に全体コメントで述べているように、我が国は、コード委員会にこの新たな章の作成に係る背景情報、特に現在生じている解決すべき問題に関する情報を提供するよう要請する。

前回提示された案は、メラミンなどのペットフードに関する事故に対応すべく作成されたと推察されるが、犬猫を含む一般動物の健康を保護する目的で作成されていた。しかし、今般提示された案では、懸念の対象がペットの健康ではなくペットフードを通じた OIE リスト疾病の伝染から家畜を保護することに変更されている。

我が国としては、上記情報が明確にされればコメントを再度提出することを検討したい。

5. 第 8.5 章 口蹄疫

第 1.6 章 OIE リスト疾病ステータス：自ら宣言及び OIE 公式認定の 手続き (Annex XVII)

一般コメント

口蹄疫は、感染力が強く、野生動物を含む多くの動物種に対する感染性を有することから、日本は、FMD 清浄コンパートメントの設置について、今もなおその実行可能性に疑問を抱いている。

コンパートメントのバイオセキュリティを確保するためには、下記に我が国がコメントしているとおおり、公式コントロールプログラムの効果的、具体的要件を陸生コードに規定することが必要である。また、OIE による全国的口蹄疫コントロールプログラム認定は、口蹄疫、牛疫、BSE 及び牛肺疫の清浄国ステータスの公式認定と同様の透明性の高い手続きを経ることが重要と考える。

陸生コード第 8.5.6 条の効果的なバイオセキュリティシステムについては、畜種や生産システムを踏まえた具体的かつ詳細な要件をコードに規定すべきである。また、システムが適切に提供され、清浄性が確保されることを強化するためには、ハード面だけでなく、職員の能力及び技術などのソフト面についても陸生コードの第 8.5.6 条に記載するべきである。

一方、コントロールプログラムの一部としてワクチンを使用する場合には、そのワクチンが適切なものであることが重要であることから、OIE による全国的口蹄疫コントロールプログラムの公式認定を受けるに当たり、使用されるワクチンの技術的仕様及び現行の承認制度などのワクチン接種キャンペーンの詳細情報を提供することを OIE が要求していることを支持する。

個別コメント

第 8.5.6 条

口蹄疫清浄コンパートメント

口蹄疫清浄コンパートメントは、口蹄疫清浄国又はゾーンあるいは口蹄疫汚染国又はゾーンのいずれにおいても設置できる。そのようなコンパートメントを定義する第 4.3 章及び第 4.4 章の原理に従うものとする。口蹄疫清浄コンパートメントにおける感受性動物は、効果的なバイオセキュリティ管理システムにより他の感受性動物から隔離されているものとする。

口蹄疫清浄コンパートメントの設置を希望する加盟国は：

1. 定期的及び敏速な家畜疾病に関する報告の記録を有し、口蹄疫清浄ではない場合には、OIE 認定全国口蹄疫公式管理プログラム及びその国又は地域の口蹄疫の流行を正確に知ることができる第 8.5.42 条から第 8.5.44 条に基づき実施されているサーベイランスシステムを有していること。

【理由】

明確化。

第 8.5.7bis

OIE 認定全国 FMD コントロールプログラム

口蹄疫清浄ステータスの OIE 公式認定につながる可能性のある措置を実施する場合には、各国は、全国的口蹄疫コントロールプログラムの認定を申請することができる。この認定は、口蹄疫汚染国及び地域が、当該状況をコントロールしていることを重ねて保証するものであり、各国・地域の努力をさらに強化する動機としても、作用するであろう。したがって、ワクチン非接種又は接種口蹄疫清浄国及び地域では、ステータスを維持及び回復するために当該認定を受ける必要はない。

加盟国の全国 FMD コントロールプログラムが OIE に認定されるためには、加盟国は次に掲げる要件を満たすものとする。

1. 獣医サービス部門が FMD をコントロールする能力に関する文書による証拠を提出していること。この証拠は、持続可能な FMD コントロールに向けて当該獣医サービス部門を強化するための欠陥及び戦略を同定する OIE/PVS の道筋を経た後に、加盟国によって提供されることができる。
2. 第 8.5 章の勧告と矛盾しない全国 FMD コントロールプログラムが全領土又は地域に適用できることを示す書類を提出していること。
3. 第 1.1 章の要件に従い定期的及び迅速な動物疾病通報の記録を有していること。
4. 次に掲げる事項について記載している当該国の FMD の疫学に関する一連書類を提出していること。
 - a) 当該状況がコントロールされていることを示し、現状認識及び欠陥を強調している当該国の FMD の全般的疫学
 - b) 近隣国 及び貿易相手国 からの感染の侵入を予防する措置
 - c) 一般的畜産システム並びに口蹄疫感受性動物及びその生産物 並びに口蹄疫に汚染したおそれのある寝わら及び飼料などの畜産関連物品 の国内及び当該国への移動パターン
5. 当該国の口蹄疫をコントロールし、最終的に撲滅するためのアプローチに関する次に掲げる項目を含む詳細計画を提出していること。
 - a) 当該コントロールプログラムの予定表
 - b) 当該プログラムの枠内で実施されたコントロール措置の有効性を評価す

るためのパフォーマンス指標

c) 野生動物、放牧家畜及びペット家畜の管理

d) 畜産廃棄物の管理

e) 国あるいは地域をまたぐ感受性動物、その生産物及びわらなどの畜産関連
資材の移動管理

f) 計画の実行を確保するための規制及び監視措置

g) 農家に対する啓蒙活動

【理由】

[序文]

当該公式認定が口蹄疫清浄国及び地域のステータスに影響を与えないことを明確化することが必要である。口蹄疫アドホックグループの口蹄疫管理のための世界的戦略に関する会議資料によると、当該認定は、口蹄疫汚染国又は地域が、当該状況をコントロールしていることを重ねて保証するものであって、その努力をさらに強化する動機として作用するが、それが国や地域のステータスを変更させることにはならないとされている。

[第 4 号 a]

当該国が当該状況をコントロールしていることが認定の必要条件であるべきである。

[第 4 号 b]

物品の貿易は重大な感染源であることから、全国コントロールプログラムの認定において、近隣国だけでなく貿易相手国からの病原体の侵入を予防する措置についても検討することが重要である。

[第 4 号 c]

感受性動物及びその生産物のほかに寝わら及び飼料などの畜産関連物品も感染源となりうる。認定に当たって、OIE はそれらの畜産関連物品の移動パターンについても検討すべきである。

[第 5 号]

一般コメントでも触れたように、公式コントロールプログラムの効果的、具体的要件を陸生コードに規定する必要がある。コントロールプログラムは、最終的には、国又はゾーンの口蹄疫撲滅を目指し、最終的には口蹄疫清浄ステータスの OIE 公式認定につながるものであるべきであることから、スケジュールやパフォーマンス指標だけでなく、その他の重要な要因についても詳細な計画に含まれるべきである。

第 1.6.3 条

口蹄疫に関する質問票

OIE 認定全国的口蹄疫清浄国

3. 口蹄疫の管理

c) 国又は地域において、口蹄疫がどのように管理されてきたかを述べること。国内の口蹄疫を管理し最終的には撲滅するための措置に関する詳細計画を提出すること。コントロールプログラムの予定表及び、管理措置の効果を評価するための実績指標、野生動物、放牧家畜及びペット家畜の管理、畜産廃棄物の管理、国又は地域をまたぐ感受性動物、その生産物及びわらなどの畜産関連資材の移動管理、計画の実行を確保するための規制及び監視措置及び農家に対する啓蒙活動を含むこと。

e) 動物の個体識別（個体あるいはグループレベル）、群の登録及びトレーサビリティの方法の説明を提供すること。

【理由】

第 8.5.7 bis 条 第 4 号 b 及び第 5 号の理由を参照。

第 1.6.3 条

口蹄疫に関する質問票

OIE 認定全国的口蹄疫清浄国

6. 口蹄疫の予防

国への口蹄疫の侵入を予防するために実施されている方法を述べること。特に以下の詳細について提供すること：

a) 隣接諸国及び貿易相手国その他同じ地域内の国々との協調。考慮すべき隣接国及び地域の関連要因を明らかにすること（例：大きさ、隣接する国境から感染群又は動物までの距離、隣接国において実施されているサーベイランス）。隣接国及び地域との協調、協力及び情報共有活動について述べること。物理的及び地理的障害を考慮した、病原体の侵入を予防するために効果的に実施されている措置について述べること。国又は地域内及び貿易相手国内で病原体が拡散することを予防するために実施されている措置について述べること。

【理由】

第 8.5.7 bis 条 第 4 号 b の理由を参照。

第 1.6.3 条

口蹄疫に関する質問票

OIE 認定全国的口蹄疫清浄国

6. 口蹄疫の予防

iii) 次に挙げるものの輸入及び追跡調査に関する、法律、手続き並びに輸入場所及び仕向け先における検査の種類及び頻度。

- － 動物
- － 遺伝物質（精液及び受精卵）
- － 畜産物
- － 動物性医薬品（例：生物工程製品）
- － その他、寝わら及び飼料を含む口蹄疫ウイルス汚染の可能性のある畜産関係物
品

【理由】

第 8.5.7 bis 第 4 号 c の理由を参照。

第 1.6.3 条

口蹄疫に関する質問票

OIE 認定全国的口蹄疫清浄国

7. 管理措置及び緊急対応

c) 口蹄疫発生時：

iv) コントロールまたは撲滅手続きの指標（例：ワクチン接種、淘汰、部分的なと殺／ワクチン接種、移動管理、野生動物、放牧動物及びペット家畜の管理、畜産廃棄物の管理、農家等への啓蒙活動）

【理由】

第 8.5.7 条 第 5 号の理由を参照。

6. 第 8.10 狂犬病 (Annex XVIII)

個別コメント

第 8.10.1 条

総則

狂犬病は、リッサウイルス属のウイルスによって引き起こされる疾病である。ヒトを含むすべての哺乳動物は感染に感受性がある。食肉目及び翼手目は狂犬病の主要な保有宿主である。

本陸生コードの目的において、

1. 症例とは、狂犬病ウイルス種 (*Lyssavirus genotype1*) に感染した動物である。

.....

国際貿易の目的において最も重要な動物種は、飼育下の食肉目（主として犬 (*Canis familiaris*)、猫 (*Felis catus*) 及び、フェレット (*Mustela putoris furo*) 及びアライグマ (*Procyon lotor*) であり、家畜（馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物）もまた含まれる。

.....

【理由】

食肉目及び翼手目が狂犬病の保有種であるという科学的根拠は、いまだ不十分である。いかなる哺乳類も保有宿主となる可能性がある。また、狂犬病ウイルス種に、他の狂犬病関連ウイルスを含まないことを明確化した方が良い。

日本は、ペットとしての貿易が増えてきていることから、フェレットが最も重要な食肉目に含まれることを理解する。しかしながら、アライグマのペットとしての貿易も増加しているにもかかわらず、なぜアライグマが含まれないのが疑問である。コード委員会が、フェレットとアライグマを区別する根拠を有していないのであれば、アライグマも最も重要な食肉目に加えるべきである。

第 8.10.2 条

狂犬病清浄国

国際貿易の目的において、国が、次に掲げる場合には、狂犬病清浄であるとみなされる。

3. 飼育下の犬、猫、及びフェレット 及びアライグマの輸入のための効果的な輸入手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするためのあらゆる規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている

【理由】

第 8.10.1 に触れられているように、全ての哺乳動物が狂犬病に対する感受性を有していることから、日本は、コード委員会に、なぜ効果的な手続きが、飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のみに必要とされるのかを明確にして欲しい。

日本は、少なくともアライグマについては、犬、猫及びフェレットと同様に取り扱いられるべきと考える。

~~第8.10.3 条~~

~~狂犬病犬間伝播清浄国~~

~~国が、次に掲げる場合には、狂犬病犬間伝播清浄であるとみなされる。~~

- ~~1. 当該疾病が届出対象になっており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も第1.1章に従い報告されることになっている。~~
- ~~2. 狂犬病が疑われる動物の調査及び報告が最低限の要件として保証された継続的早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランスの効果的なシステムが過去2年間運用されている。~~
- ~~3. ワクチン接種、個体識別、飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のための効果的な手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするための規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている。~~
- ~~4. 疫学調査を通じて、狂犬病の犬間伝播の症例が過去2年間ないことが立証されている。~~

~~加盟国は、第7.7章と矛盾しない野犬群管理プログラムを施行及び維持するものとする。~~

~~第8.10.6 条~~

~~狂犬病犬間伝播清浄国からの犬の輸入に関する勧告~~

~~獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。~~

- ~~1. 積載前少なくとも6ヶ月間狂犬病犬間伝播清浄国で飼育されていたこと。~~
- ~~2. (マイクロチップ、刺青等によって) 不変的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。~~
- ~~3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。~~
- ~~4. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。~~

【理由】

日本は、「犬間伝播清浄国」という新たな区分を設定するとの提案に反対である。第 8.10.1 条の案によると、本章の目的は狂犬病感受性動物の国際貿易及び非商業目的の移動による狂犬病のリスク軽減とされている。当該区分の国において、猫から犬又はフェレットから犬への狂犬病の伝播が起こっている場合には、当該国から輸入される犬のリスクは、狂犬病汚染国から輸入される犬よりも低いものではない。当該新区分の設定は、我々の狂犬病に関するリスク軽減のための努力に反するものである。また、陸生コード第 8.10.1 条の案では、犬、猫及びフェレットを並列に主要な重要な食肉目として言及しており、犬について特別扱いし、犬にのみ区分を設けることは矛盾している。

第 8.10.4 条

狂犬病清浄国からの輸入に関する勧告

飼育下の哺乳動物及び制限条件下で飼養捕獲野生哺乳類動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 恒久的に個体識別され（例えば、マイクロチップによって）、当該個体識別番号が証明書に記載されていること。
3. 及び以下のいずれかを満たしていること。
 - a) 生誕以来又は積載前少なくとも6ヶ月間当該清浄国で飼育されていたこと、又は
 - b) 第8.10.7 条、第8.10.8 条、第8.10.9 条又は第8.10.10 条に規定される規則を遵守して輸入されたこと。

【理由】

日本は、輸出国において又は輸送中に、輸入犬が故意に又違法にすり替えられる事例を経験している。狂犬病の検疫においては、犬などのペットを明確に個体識別することが重要である。

また、第 8.10.5 条の「captive wild mammals」及び「wild mammals」並びに第 8.10.13 条の「captive non-human primates」をコード委員会に定義してもらいたい。「wild mammals」が「feral mammals」を含むのかどうかを明確にして欲しい。

第8.10.7 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの飼育下の犬、猫及び、フェレット 及びアライグマの輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が次の第1号及び第2号から第4号又は第5号に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
~~及び以下のいずれかを満たしていること。~~
2. (マイクロチップ、刺青等によって) 不変的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。
及び以下のいずれかを満たしていること。
3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。
4. 積載前36か月以上12か月以下の間に陸生マニュアルの規定による抗体価検査を受けて、陽性の結果であること。
5. 狂犬病に対するワクチン接種を受けていない又は第2号、第3号及び第4号の必ずしもすべての条件を満たしていないこと。この場合には、当該動物は輸出前に6か月の検疫を受けるものとする。

【理由】

日本は、アライグマについても、犬、猫及びフェレットと同様に取り扱われるべきであり、動物の個体識別が狂犬病のコントロールにおいて重要であると考えます。

日本は、刺青により個体識別された犬の輸入を例外的に許可しているが、OIEは今後マイクロチップによる個体識別を奨励すべきだと考える。我々は、個体識別は共通の方法によって世界共通に認識されるべきと信じているが、一方、刺青には国際基準がなく、刺青による情報は不明瞭である。我々は、なぜOIEが今更そのようなあいまいな方法を例示とした説明をしたのか疑問である。

抗体検査のタイミングについて、日本は、「3か月」に科学的根拠がないこと、陸生コードの改正案第8.10.1において狂犬病の潜伏期間が6か月未満とみなされるとされていることから、「3か月以上」から「6ヶ月以上」に変更することを提案する。

第 8.10.11 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

捕獲された野生動物哺乳類（非ヒト霊長類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 保有宿主及びその他の感染哺乳類との接触がない状態が維持されており、積載前少なくとも 12 ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、誕生以来又は積載前 6 ヶ月間飼育されていたこと。

【理由】

案の第 8.10.1 条で言及したように、全ての哺乳類が狂犬病への感受性を有している。食肉目や翼手目以外の哺乳類から人に伝播した事例がいくつかある。

第 8.10.12 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

野生及び野生化した動物（非ヒト霊長類動物及び翼手類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

【理由】

翼手目は重要な狂犬病保有種であることから、この条において、翼手目についての勧告が提供されていない理由をコード委員会は明確にして欲しい。

第 8.10.14 条

乗船させるべきではない飼育下の犬、猫、フェレット及びアライグマに関する勧告

飼育下の犬、猫、フェレット及びアライグマは、当該動物が以下と満たしていることを獣医当局が証明していない場合には、狂犬病汚染国から出港又は寄港する貨物船、漁船などの国際船舶に乗船させないものとする。

1. 積載前日及び当日に狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. (マイクロチップ等によって) 不変的に同定されており当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。
3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じて再接種を受けていること。

寄港国の獣医当局は、動物の乗船についての通報及び当該動物が上記の条件を満たしている旨を証明する国際獣医証明書の提示を求めることができる。証明書が不正確又は条件を満たしていない場合には、獣医当局は、当該動物の上陸を禁止又は当該動物を当該当局の施設に隔離することができる。

【背景】

日本は、不法上陸犬による狂犬病の侵入リスクを直面している。国際船舶、特に漁船のなかには、犬をペット又は事故を防ぐためのお守りとして犬を載せているものがある。その多くは、狂犬病汚染国とみなされる近隣国から出港又はそれらに寄港している。最近では、非常に多くの犬が、獣医当局の許可なく、船舶から漁師によって連れ出されており、日本の動物及び公衆衛生の脅威となっている。動物検疫所、家畜保健衛生所、保健所、地元警察、港湾当局及び公的獣医師による船舶からの犬の上陸を予防するためのあらゆる努力にもかかわらず、不法上陸犬咬傷事件が多い。

陸生コード第 5.5.2 条によると、経由時に動物をおろすことは、給水及び給餌の目的、ウェルフェアその他やむを得ない理由の場合のみ経由国から許可され、それは、当該経由国の公的獣医師の効果的な管理下に置かれ、当該動物がその他の動物との接触がないことを保証するものとされている。しかしながら、経由国の公的獣医師が不法上陸犬を効果的にコントロールすることは事実上不可能である。輸出国も、経由国が経由により病原体に汚染されることを予防する責任をになうべきである。

改正案の第 8.10.1 条によると、第 8.10 章の目的は、狂犬病感受性動物の国際貿易だけでなく、非商業目的の移動による狂犬病に関するリスクの低減とされている。したがって、日本は、この目的にかなうよう、経由犬、猫、フェレット及びアライグマの経由について陸生コードに規定し経由国のリスクを低減することを提案する。

7. 第 15.4 章 豚水胞病(付属書 34)

個別コメント

第 15.4.12 条

SVD 発生国、ゾーン又はコンパートメントからの輸入のための勧告 豚肉製品について

獣医当局は次の事項を証明する国際獣医証明書 の 提示を 求めるものとする。

1. 肉製品のすべての積載品が、認可と畜場においてと殺され、生前生後の SVD 検査の結果、良好であった動物由来であること。

2. 肉製品が、獣医当局の認可された施設において、確実に SVD の殺滅がされる以下のいずれかの方法で処理されたこと。

1-a) 封印した密閉コンテナ内での F0 値 3,00 以上での加熱処理、

2-b) 肉全体に行きわたる、最低 70°C の加熱処理。ただし、当該加熱温度が肉全体に達さなければならない。

3-c) 封印された密閉コンテナ内で、少なくとも 60°C で、最短 4 時間の加熱処理。ただし、その間、中心温度が少なくとも 70°C で、30 分間とならなければならない。

4-d) 9 か月以上の自然発酵及び熟成。その結果、次の特性を示す。: 水分活性 (Aw 値) が 0.93 以下又は pH6.0 以下。

5-3. 交差汚染を回避するためのすべての必要な措置が実施されている。

【理由】

この条の第 5 パラグラフは、豚水胞病ウイルスの殺滅を確かなものするための一つの選択肢として提示されている。しかし、当パラグラフは、明らかに一つの選択肢ではなく、当該条全体の勧告とするべきである。我が国は、条全体を上記のとおり再編成することを提案する。

また、疾病の拡散を予防する上で重要であることから、当該豚肉が生前生後の検査に合格した動物由来であることが OIE 陸生コードの同条に含まれるべきである。

第 15.4.12 条

豚水胞病汚染国、地域又はコンパートメントからの輸入に関する勧告

豚肉製品について

第 4 パラグラフ

~~9 か月以上の自然発酵及び熟成の結果、水分活性(A_w 値)が 0.93 以下又は pH6.0 以下。~~

【理由】

豚水胞病ウイルス殺滅のための pH は、単に豚コレラの章からただコピーしただけである(第 15.2.21 条 第 2 段落)。しかしながら、豚コレラウイルスは、豚水胞病ウイルスよりも不安定である。豚水胞病ウイルスは、豚肉製品の中で、豚コレラウイルスよりもずっと長く生存することが予測できる。

8. アニマルウェルフェアワーキンググループからアドホックグループに宛てた、アニマルウェルフェア基準を作成する際に参照するガイダンス（付属書 31、別添 C）

個別コメント

アニマルウェルフェアワーキンググループからアドホックグループに宛てた、アニマルウェルフェア基準を作成する際に参照するガイダンス

1. 前文

全世界的に動物は、極めて多様な文化的、地理的及び社会的背景並びに閉鎖系から開放系に渡る条件の下飼育されている。動物のウェルフェアに応じた優先順位についても国によって大きな差異がある。アニマルウェルフェアの基準を作成する際には、柔軟性の重要性について留意すべきである。OIE のアニマルウェルフェア基準は、この柔軟性を十分踏まえつつ、実施できる推奨事項及び与えられた実務あるいは施設が基準に準拠しているか判断するために活用できる基準を含むべきである。

2. アニマルウェルフェアガイドラインの目的

動物の健康及び正常な機能を守ることに第一に焦点を当てる。実行可能でかつ適切である場合には、例えば良好な精神状態を保つなどの他の目的も当該章に含めることができる。

3. アウトカムベース、リソースベース及び条件基準

~~1970年代及び1980年代に、初めて「ウェルフェアコード」が作成された時、コードには「動物は十分なスペースが与えられるべき」及び「騒音レベルは過度でないこと」等のわかりきった事項が含まれていた。しかし、このような記載はより具体的なアドバイスを提供するまでの重要な指標を特定することはできるが、実行に関する情報あるいは与えられた実務または施設（facility）が整合しているか否か判断する手段はまったく与えてくれない。~~

アウトカムベースあるいはアニマルベースの基準は、一般的にアニマルウェルフェアに最も直接的に関係していること及び様々な生産システムに適用できることから、できる限り使用されるべき。これらの基準は定性的（すべての動物は重なることなく一度に床に寝そべることができる）あるいは定量的（到着時に1%以上の動物が死亡してはならない）である。

例えば、特定の要因によって、様々なシステムにおいてウェルフェアが減少するおそれがある場合など、いくつかのケースにおいては、インプットベースあるいはリソースベースの基準を使用することが可能である。これらの基準は、繰り返しになるが、定性的（意識がある間に釣り上げてはならない）あるいは定量的（空気中のアンモニアレベルは25ppmを超えてはならない。）である。

他のケースでは「条件」基準が使用できる。これは特定の条件下でどのような行動を取るべきか一般的に特定したものである。これらの基準には、定性的及び定量的双方の要素が含まれる、例えば(1)2%を超える鳥が翼を骨折して処理場に到着した場合、怪我をより負わせにくい方法で鳥を捕獲できるようスタッフを再度訓練しなければならない。(2)数ヶ月間暑い天気となることが予測されている場合、飼育密度を低くし、鳥が無理なく翼を広げることができるように十分なスペースを設けるべき。

4. アニマルウェルフェア基準における科学の役割

アニマルウェルフェア基準は広く認知され受け入れられている科学的情報を基礎とすべき。そのような情報がないあるいは現存する概説 (review) に著しい不一致がある場合、基準を作成する前に新たなレビューが必要となる可能性がある。

5. 指標に数値を含めることについて

いくつかの指標において、それ以下になるとウェルフェアに影響を及ぼす可能性がある「臨界値」を特定することができる。このようなレベルは通常科学研究によって決定される。例えば、多くの種において、空気中のアンモニアレベルが 25ppm を超えると著しくウェルフェアに影響を及ぼす。

他の指標（歩行異常を呈している割合、輸送中の死亡率）については臨界値が存在しないが、推奨される「達成目標」を設定することは可能かもしれない。達成目標を設定する場合、アドホックグループは、例えば処理施設に輸送される間に1%を超える動物が倒れてはならないなど、広い範囲で達成ができるレベルであれば合意できるかもしれない。他にも、品種や場所によってあまりにも多様性があり、パフォーマンスを評価する指標を特定できない場合、国あるいは品種特有の目標を設定する可能性もある。そのようなケースでは、異なる条件下で広く適用できる他の基準より達成目標の例を提供することが助けになる。

【理由】

我が国は、アニマルウェルフェアの基準作成に関するガイダンスを作成するという方針を支持する。このガイダンスはアドホックグループが様々な畜種の生産システムの基準を作成するにあたり、そのアプローチを統一的にする助けとなる。

生産システムの基準に関して、ワーキンググループの作成した「生産システムのアニマルウェルフェアガイドラインの作成に関する討議文書（以下「討議文書」という。）」が存在することに留意したい。アドホックグループが基準案を作成するに当たり考慮すべき事項がいくつかこの討議文書に記載されていることから、以下の事項をこのガイダンス案に含めることを推奨する。

(1) アニマルウェルフェアの章は、加盟国の多様な生産システムを考慮し、柔軟で

実行可能であること。

(2) 動物の健康及び正常な機能を守ることに第一に焦点を当て、実行可能でかつ適切である場合には、例えば良好な精神状態を保つなどの他の目的も章に含めることができる。

(3) 章は広く認知され受け入れられている科学的情報を基礎とすること。

提示された案の第1パラグラフの第1及び2文は、よりガイダンスを読みやすくするために削除することを提案する。

9. 第 X.X.X 章案 アニマルウェルフェアとブロイラー生産（付属書 32）

一般コメント

我が国は、原案の第 4 条に記載されている、現時点で具体的な数値を指標に含めることは、加盟国における商業的な生産システムの多様性を考慮すると現実的ではないとする、アドホックグループの結論を支持する。また、できるだけアウトカムベースの基準を用いるとの方針についても支持する。

個別コメント

第 X.X.5 条

推奨事項

2. 環境及び管理

2.1. 温度環境

(第 6 パラグラフ)

~~少なくとも、一日2回は~~温度環境の状態を点検 はブロイラーの状態に合わせて適切な頻度で実施すべきである。

2.13. 取扱及び点検

(第 1 パラグラフ、第 1 文)

~~少なくとも一日2回は~~ブロイラーの状態に合わせて適切な頻度でブロイラーを点検しなくてはならない。

【理由】

点検の頻度は、特定の数値を規定するのではなく、ブロイラーの状態に応じて柔軟に設定すべきである。現在の基準案では、必要以上に人が家きん舎に出入りすること、逆に状態が悪いにも関わらず少ない頻度の見回りしかしないことが想定される。

第 X.X.5 条

推奨事項

2. 環境及び管理

2.9. 屋外

ブロイラーが、安全に活動できる年齢になったらすぐに、屋外に出られるようにすることができる。鳥ブロイラーが家きん舎を自由に出入りできるよう、十分な出口スペースを設けなくてはならない。

【理由】

鳥が自由に家きん舎に出入りできることは防疫上望ましくないので、「鳥」を「ブ
ロイラー」に置き換えることを提案する。

第 X.X.5.条

推奨事項

2. 環境及び管理

2.12. 苦痛を伴う措置

(第 4 パラグラフ)

治療的な嘴のトリミングが必要な場合には、訓練を積んだ技術のある者ができるだけ若齢で（10 日齢以下が望ましい；Hester 及び Shea-Moore, 2003）行うこととし、痛みを最小にし、出血を制御する方法を用いて嘴の除去を必要最小限にするよう注意しなくてはならない(Glatz 及び Miao, 2005; Hester 及び Shea-Moore, 2003)。

【理由】

若齢で嘴のトリミングを実施すべきであることは、科学的根拠に支えられたものであり、これを記載するのはアニマルウェルフェアの観点から重要である。